

成田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物の建築に関する届出等に添付する図書)

第2条 省令第12条第1項（省令第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）に建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関に品確法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書

(基準適合命令)

第3条 法第14条第1項の規定による命令は、基準適合命令書（別記第1号様式）により行うものとする。

(特定建築物又は建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第4条 建築主等は、法第17条第1項本文又は第21条第1項の規定により報告を求められたときは、建築物エネルギー消費性能基準報告書（別記第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 省令第1条第1項に規定する図書のうち市長が必要と認めたもの
- (2) 工事の施工状況を確認することができる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(建築物エネルギー性能向上計画認定の申請書に添付する図書)

第5条 省令第23条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関に法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関に品確法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合しているものとする。）の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書
(基準適合認定の申請書に添付する図書)

第6条 省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関に建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (3) 法第30条第1項の認定を受けた場合 省令第25条第2項の通知書の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54

- 条第1項の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し
- (5) 登録住宅性能評価機関に品確法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合しているものとする。）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書
(確認の申請)

第7条 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により審査の申出をする場合において、法第29条第1項の認定に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、省令第23条第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添付しなければならない。

（エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の工事が完了した旨の報告等）

第8条 認定建築主は、法第32条の規定によりエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の工事が完了した旨の報告を求められたときは、工事完了報告書（別記第3号様式）に、工事の施工状況を確認することができる写真及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、認定建築主は、法第32条の規定によるエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の状況の報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の報告書（別記第4号様式）に市長が必要と認める図書を添えて、市長に報告するものとする。

(基準適合認定建築物に係る報告書の提出)

第9条 法第36条第2項の認定を受けた者は、法第38条第1項の規定による報告を求められたときは、基準適合認定建築物報告書(別記第5号様式)に必要な図書を添えて、市長に報告しなければならない。

(名義等の変更)

第10条 法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の工事が完了する前に建築主等の名義の変更をしようとするときは、変更前の建築主等及び変更後の建築主等が連署して、名義等変更届(別記第6号様式)に法第29条第2項第3号に規定する資金計画(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の場合に限る。)及び建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。建築主等の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義等変更受理通知書(別記第7号様式)により前項の変更後の建築主等に通知するものとする。
(取下げ)

第11条 法第12条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出をした者又は法第29条第1項、第31条第1項若しくは第36条第1項の規定により認定の申請をした者は、市長が建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定をする前に当該提出又は当該申請を取り下げようとするときは、取下届(別記第8号様式)により市長に届け出なければならない。

(取りやめ)

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届(別記第9号様式)に当該認定を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(軽微な変更該当していることの証明)

第13条 省令第11条又は第29条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書(別記第10号様式)に建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物エネルギー性能向上計画の変更(以下「計画の変更」という。)に係る図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る計画の変更が省令第3条(省令第7条において準用する場合を含む。)又は省令第26条の軽微な変更該当していることを確認したときは、軽微変更該当証明書(別記第11号様式)により証明す

るものとする。

- 3 市長は、第1項の申請に係る計画の変更が軽微な変更該当していることを確認できないときは、その旨及びその理由を記載し、軽微な変更該当することの証明ができない旨の通知書（別記第12号様式）を交付するものとする。

（改善命令）

- 第14条 法第33条の規定による命令は、改善命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

- 第15条 法第34条及び第37条の規定による取消しは、計画認定取消通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（委任）

- 第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[別記様式 略]